

## ○山梨市こどもの居場所づくり支援団体補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、こどもが地域で健やかに育成される環境を整備するために、山梨市こどもの居場所づくり事業（以下「居場所事業」という。）によりこどもが安心して過ごせる居場所及び放課後等におけるこどもの活動の機会を設けようとする支援団体（以下「事業者」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付することについて、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に住民票を有する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、市長が必要と認めるときは、こども基本法（令和4年法律第77号）第2条に定めるこどもの定義による。
- (2) 居場所事業 生活や学習等の環境に困難を抱えるこどもを含む概ね10人以上の市内在住のこどもに対し、場所を定めて放課後のこどもの預かり事業等、第4条の各号に掲げる事業を複合的に行うことをいう。ただし、こども食堂単体の事業は除く。

### (補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、居場所事業を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居場所事業の拠点が生内にあること。
- (2) 営利を目的としない法人または団体であること。
- (3) 組織及び運営に関する定款、規約その他これらに相当するものを備えていること。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 山梨市暴力団排除条例（平成26年山梨市条例第26号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員等がないこと。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) こどもの居場所の環境整備に関する事業
- (2) こどもの居場所の提供に関する事業
- (3) こどもの学習支援に関する事業
- (4) こどもの生活習慣の形成に関する事業
- (5) こどもの成長に資する体験活動等に関する事業
- (6) こどもの相談支援に関する事業
- (7) 夏休み、冬休み等の長期休暇期間における学習支援、生活習慣の形成及び体験活動の確保を図る事業
- (8) その他目的達成に必要な事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。ただし、その他補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費については、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる補助対象経費のうち、本市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金又は他の機関若しくは団体からの補助金を受けている又は受ける見込みがある経費については、補助対象経費としない。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、各事業所につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、事業の目的、内容、補助金の額その他必要な事項を記載した山梨市こどもの居場所づくり支援団体補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類（様式第3号）
- (3) 組織及び運営に関する定款又は規約
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) その他、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、山梨市こどもの居場所づくり支援団体補助金交付額決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査等により補助金の交付をしないと決定したときは、山梨市こどもの居場所づくり支援団体補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の変更の申請）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）が当該補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、速やかに山梨市こどもの居場所づくり事業支援団体補助金変更申請書（様式第6号）に第7条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合で市長が適当と認めるときは、この限りでない。

（補助金の変更の決定）

第10条 市長は前条本文の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、変更の交付を決定したときは、山梨市こどもの居場所づくり支援団体補助金変更決定通知書（様式第7号）により交付決定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査等により補助金の交付をしないと決定したときは、山梨市こどもの居場所づくり支援団体補助金変更却下通知書（様式第8号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金等の交付の条件）

第11条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金等の中止の届出）

第12条 交付決定事業者は、居場所事業を中止しようとするときは、山梨市こどもの居場所づくり事業中止届（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

（実績報告書等の提出）

第13条 交付決定事業者は、事業が終了したときは山梨市こどもの居場所づくり事業支援団体補助金事業報告書（様式第10号）に年間活動報告書と収支決算書（様式第11号）を添えて市長に報告しなければならない。

2 交付決定事業者は、団体の活動報告書（活動日程、活動内容、参加人数等を記載したもの）を補助金の交付の決定後5年間、毎月提出するものとする。

（交付額の確定等）

第14条 補助事業の終了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山梨市こどもの居場所事業支援団体補助金額確定通知書（様式第12号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び返還）

第15条 補助金の確定を受けた交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、山梨市こどもの居場所事業支援団体補助金請求書（様式第13号）を提出しなければならない。

2 補助金等の支払は、前条の規定による交付すべき補助金等の額を確定した後に、これを行うものとする。ただし、交付決定事業者は補助金の交付の目的を達成するため特に必要があるときは、概算払いの請求をすることができる。

3 前項により補助金の概算払いを受けた交付決定事業者は、前条の規定により確定した補助金の額が概算払いの額に満たないときは、差額を返還しなければならない。

（補助金の交付決定取消し）

第16条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項に規定する取消しの決定を行った場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第17条 交付決定事業者は、補助金の交付を受けて補助対象事業を行ったことにより取得し、又は効用を増加した財産について、保管状況等を明らかにしておかなければならない。

2 交付決定事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、第14条の規定による補助金の額の確定の日の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 交付決定事業者は、補助金の交付を受けて補助対象事業を行ったことにより取得し、又は効用を増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、交付決定事業者が交付された補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(引継ぎの責務)

第19条 交付決定事業者が、本補助金の交付を受けた事業をやむをえず終了する場合には、遅くとも6月前までに事業の清算や第17条及び第18条について市と確認のうえ、利用者に支障が生じることのないよう円滑な事業継承について協議し、引継ぎを行う責務があるものとする。

(補助金募集期間等)

第19条 この補助金は令和7年度から3年間募集を行う。

2 補助金の交付は、各事業者につき1回とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費	経費内訳	算定基準
新築・改修費	居場所事業を実施する場所に係る費用	補助対象経費に要した 実支出額（当該補助対 象経費について国等か ら給付金等の交付等受 けている場合にあつて は、当該額から当該給 付金等の額を差し引い た額）に3分の2を乗じ て得た額（その額に 1,000円未満の端数が あるときは、これを切 り捨てた額）、200万 円を上限とする。
需用費	消耗品費、印刷製本費	
役務費	居場所事業の実施に必要な講習会受講料、 申請手数料	
使用料及び賃借料	居場所事業を実施する場所に係る費用	
備品購入費	居場所事業を実施する場所に必要な費用	